

日本生活科・総合的学習教育学会会則

第1章 総則

- 第1条 本学会は日本生活科・総合的学習教育学会という。
- 第2条 本学会は生活科教育及び総合的な学習にかかわる研究の発展と普及を図り、相互の連絡と協力を促進することを目標とする。
- 第3条 本学会は生活科及び総合的な学習の実践に寄与し得る研究を推進することを旨とする。

第2章 事業

- 第4条 本学会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 年次大会の開催
 - 2 学会誌その他の刊行物の刊行
 - 3 研究成果・研究資料等の刊行
 - 4 他の研究団体との連絡連携
 - 5 その他学会の目的を達成するための事業

第3章 会員

- 第5条 本学会の会員は本学会の目的に賛同し、生活科教育及び総合的な学習の研究と実践に関心を持つものによって組織する。
- 第6条 会員は研究集会に参加し、学会誌その他刊行物において、その研究成果を発表することができる。また、会員は、勤務地または居住地の各都道府県支部に属するものとし、支部活動に参加する。
- 第7条 会員は年会費5,000円（学生会員は4,000円）を納入しなければならない。会費の納入を怠った場合は、会員としての資格を失う。

第4章 組織および運営

- 第8条 本学会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 若干名
 - 3 理事 若干名
 - 4 常任理事 若干名
 - 5 監査 2名

第9条 会長の選出は理事の互選による。理事は会員のうちから選出し、理事の中から本部の会務を分掌できる常任理事を選出する。副会長は会長が指名する。監査は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第10条 会長は本学会を代表し、諸会議を召集する。会長に事故あるときは、副会長がこれに代わる。理事会は本学会運営上の重要事項について審議し、実際の会務の処理は常任理事会がこれを行う。監査は本学会の会計を監査する。

第11条 各役員任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は2期を越えないものとする。

第12条 総会は、本学会の事業および運営に関する重要事項を審議決定する。総会は毎年1回これを開く。

第13条 本学会に顧問を置くことができる。顧問は総会において推挙する。

第14条 本学会に事務局を置く。事務局は理事会の承認を経て会長が定める。

第5章 会計

第15条 本学会の経費は、会費・事業収入・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第16条 本学会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 改正

第17条 本学会の会則の改正は、総会出席者の過半数の承認を要する。

- (付則) 1. 本会則は平成4年12月6日から施行する。
2. 本会則は平成12年6月24日から施行する。
3. 本会則は平成28年6月18日から施行する。